

島根県立江津高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、仲間と協力し、楽しむことを味わう。

「部活動目標」

1. 集団活動を通して、豊かな人間性と社会性を育成し協働できる力を育てる
2. 明るく充実した学校生活を展開し、生涯スポーツに親しむ基礎づくりを行う
3. 自他の価値やよさを深く捉える力を育成し、豊かな文化的教養を深める

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

バレーボール部（女子）、ソフトテニス部（男女）、野球部（男子）
ソフトボール部（女子）、ハンドボール部（男女）、水球部（男子）
サッカー部（男子）
吹奏楽部、芸術部（美術・書道）、生活科学部、茶道部、[神楽愛好会]

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中 平日：3時間程度 週休日等：4時間程度
長期休業中 4時間程度
- ②休養日 学期中 週当たり1日以上
長期休業中 週当たり1日以上
- ③その他 原則として、定期試験1週間前からは休養日とする
総体等の大会前、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、部員および保護者の了解を得て活動する。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連が主催・共催・後援する大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの
- ③各部が参加する大会については、各部の年間計画に記載

3. 部活動運営について

(1) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

【部活動の事故防止と処理】（部活動顧問会議資料より）

I. 学校全体の取り組み

1. 生徒の健康管理の把握と関係教師への周知徹底を行う
健康診断の結果や中学校からの健康診断票等から、運動要注意者の状況を関係教師、保護者に周知徹底する
2. 運動要注意者、心臓疾患等には精密検査を受診させる
3. 学校のすべての教育計画の立案に当っては、安全確保を優先する
4. 施設、設備、用具の点検整備を定期的に行う
5. 救急施設・設備の充実と点検・補充を行う
6. 傷病、事故発生に対する連絡体制を確立する

II. 事故防止について

1. 健康状態の把握
 - ①心臓、肺臓の異常や疾患、貧血、アレルギー疾患、喘息、てんかん等、特に、運動と深い関係の症状の有無を確認しておく
 - ②大会への参加前の健康診断（必要に応じて）

- ③その日の健康状態を観察し，事故防止に努める
- 2. 施設・設備・用具の安全点検（生徒にも点検させ報告させる）
- 3. 適切な指導計画，年間計画等を立案する
部員の性別・技術・体力等を考慮し，無理のない活動を行うとともに，留意すべき事項を指導書や手引書によってあらかじめ検討し，必要に応じて体育科教員の意見等を取り入れて練習計画を立案する
- 4. 適切な指導を行う
練習中は統制ある行動をとらせ，事故の防止に努める
特に初心者の指導には万全を期する
顧問がやむを得ずその場を離れる場合には，練習の内容を制限，あるいは変更する等安全の処置を指示し実行させる

Ⅲ. 事故処理について

- 1. 救急処置
養護教諭，保健主事に通報するとともに，協力して迅速適切な処置を行う
状況によっては直接病院へ連れて行くなどして，処置が遅れないようにする
少しでも不安があれば，医師の診断を受ける
- 2. 校長・教頭への報告，学級担任・学年主任への連絡，保護者への連絡を必ず行う
- 3. 部活動中・通学中の怪我は、スポーツ振興センターの保険の対象となる
本人に，保健室に行き、保険金を受け取るための手続きをするように伝える
(別途，大会要項・月毎の予定表などが必要となる)

※「AED」：保健室、職員室前、ピロティ（印刷室外壁）の3か所に設置

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は，部活動の運営上欠かすことができない大切な要素であるため，活動計画等を明確にし，常に保護者の理解を得られるよう連絡・報告を行う。

(3) 体罰等の根絶

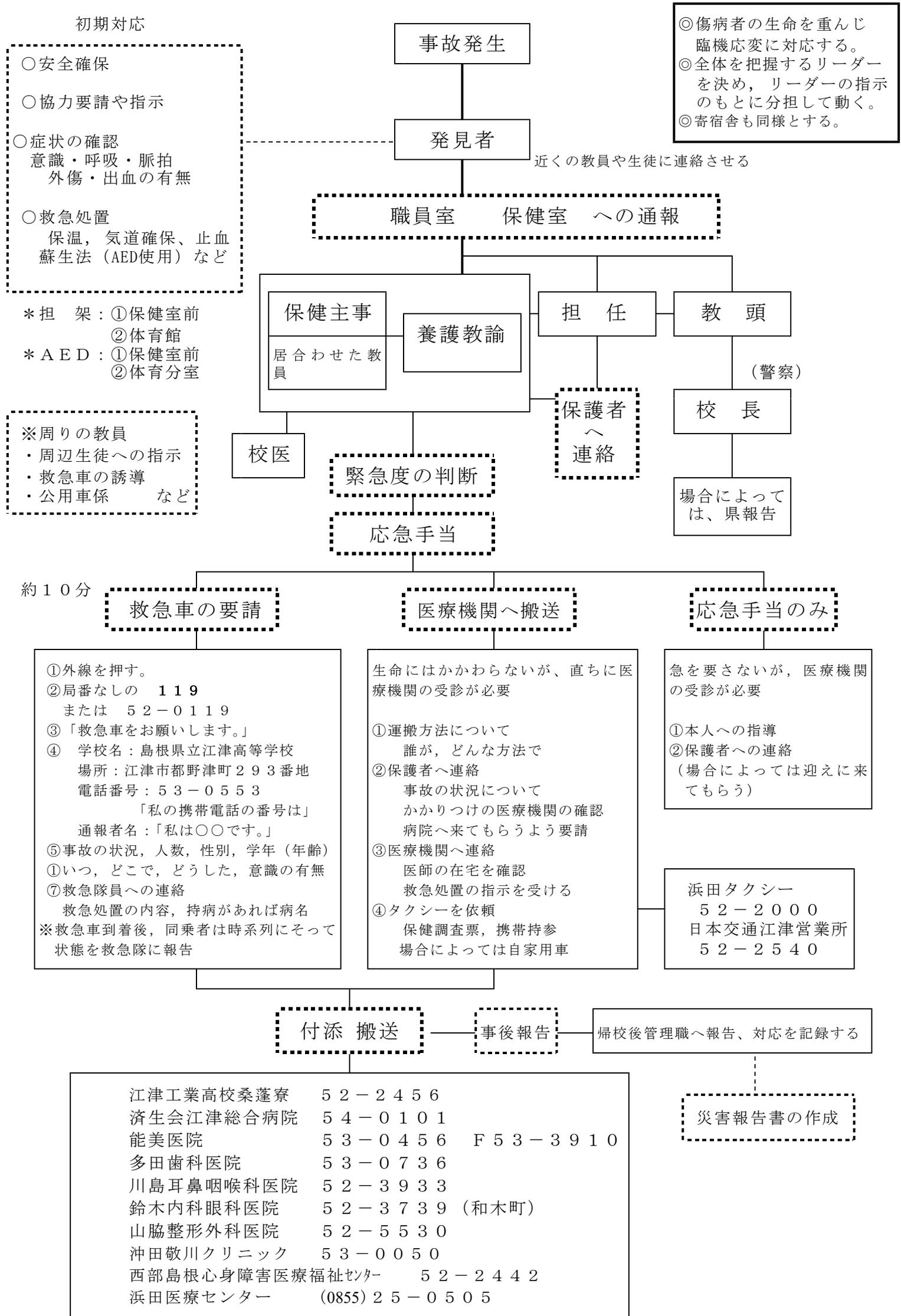
部活動指導者は，いかなる理由があっても，部活動での指導で体罰や暴言を正当化することは誤りであり，決して許されないものであるとの認識を持ち，体罰や暴言等のない指導に徹する。

4. その他

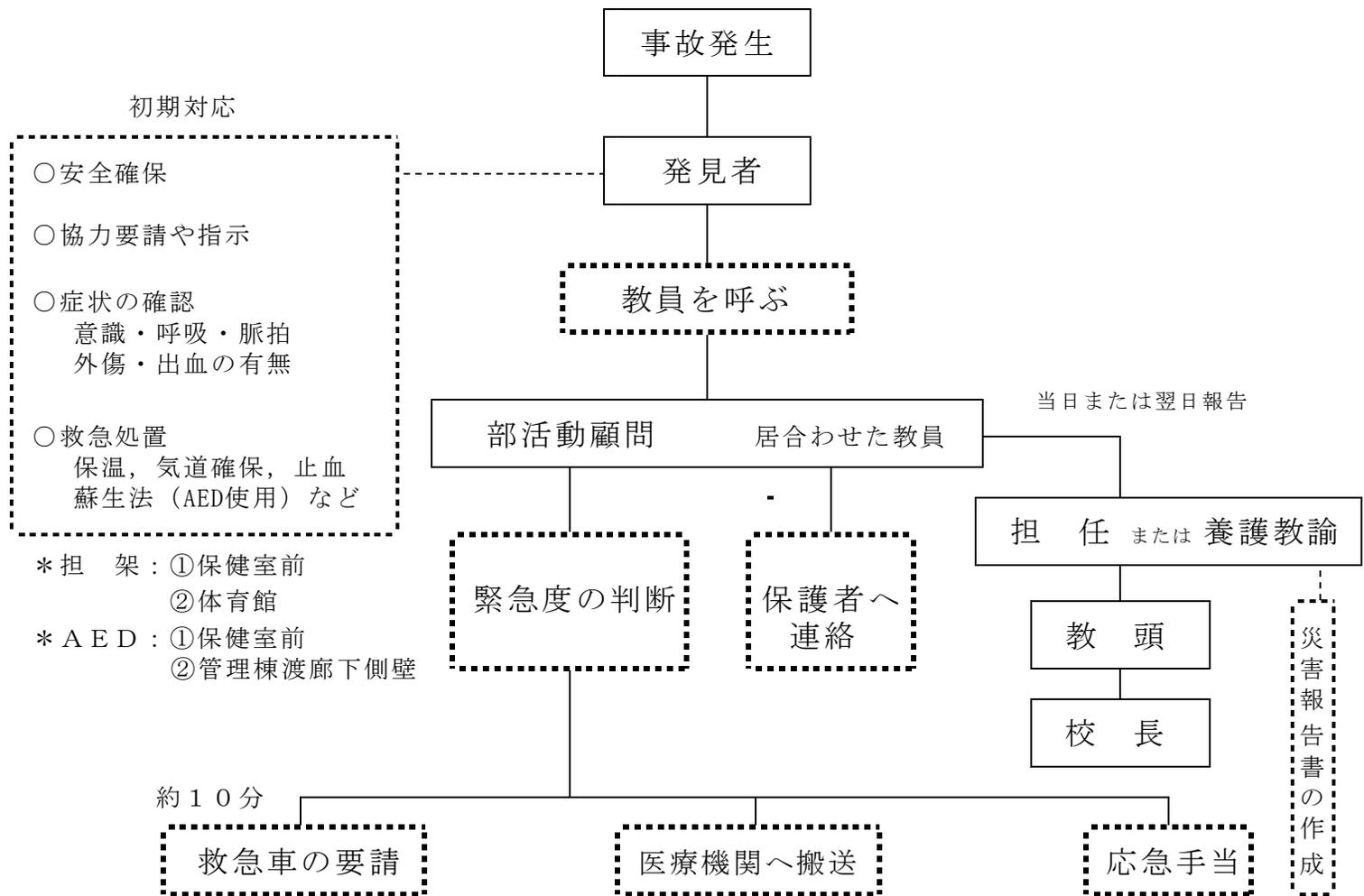
【緊急時の連絡体制】

以下フロー図（平日・休日）

緊急時の連絡体制（平日）



緊急時の連絡体制（休日）



緊急時の連絡体制（登下校時）

